

平成 2 1 年 3 月 2 日
建設局土木部技術管理課
電話 (245) 5291
内線 3326

請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事
請負契約約款第 2 5 条第 5 項の運用について

主要資材の価格の高騰に伴い、千葉市の公共工事に関して、建設工事請負契約約款第 2 5 条第 5 項（いわゆる単品スライド条項）について、運用してきたところでは、

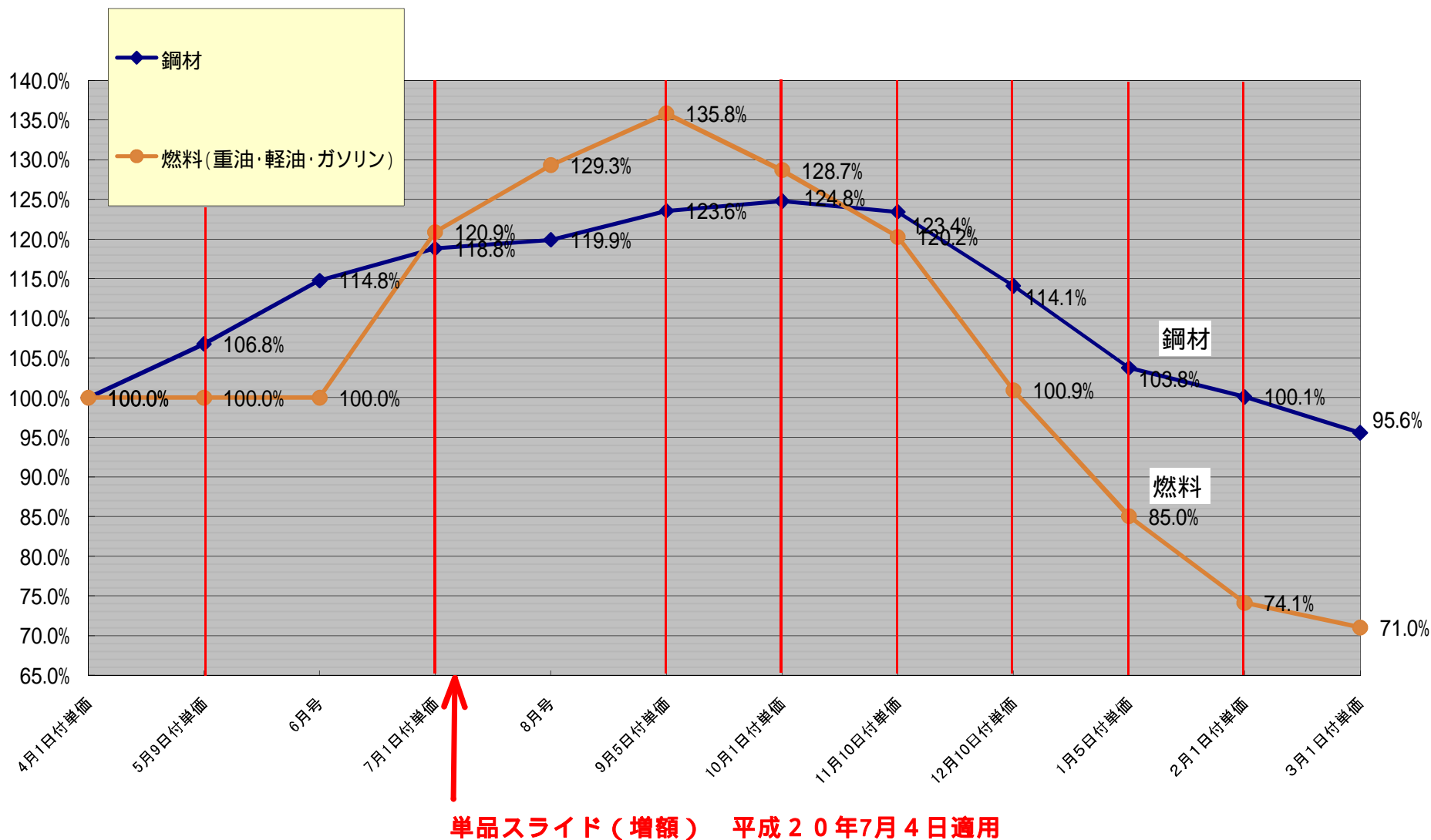
しかし、平成 2 0 年 1 0 月以降、鋼材類や燃料油等の主要な建設資材の価格が著しく下落し、請負代金額への影響が生じる恐れがあることから、単品スライド条項に基づき、請負代金額の減額変更を請求する場合の運用を下記のとおり定めました。

記

1. 対象資材 価格の著しい下落が認められた主要な建設資材
(現段階では、鋼材類・燃料油)
2. 対象工事 適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約で、対象資材の価格下落に伴う減額部分が、請負金額の 1 % を超える工事。
3. 適用日 平成 2 1 年 3 月 2 日 (月)
4. 運用事項 当該建設資材についての単品スライド条項の運用は、別添「単品スライド条項(減額)の運用について」のとおり行う。

※ 単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な建設資材の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となった場合に、請負代金額の変更を可能とするものです。

平成20年度 主要資材における価格変動の状況 (鋼材・燃料)



単品スライド条項(減額)の運用について(ポイント)

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【下落が認められる主要な工事材料】

「鋼材類」(H型鋼、異形棒鋼等)

「燃料油」(軽油、ガソリン、重油等)に分類される各材料

【スライド適用の対象工事】

適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事

対象資材の価格の下落に伴う減額部分が、請負額の1%を超える工事

2 スライド条項の適用手続き

発注者から請求し、請負業者と協議する。

(1)申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2)証明書類の提出

基本的に必要としない。しかし、発注者が算定したスライド額に対し、請負業者が異議を申し立てたとき、各対象材料を実際に購入した際の価格・購入月・搬入月等を証明する書類の提出を求める。

3 スライド額の計算で用いる単価

[鋼材類及びその他対象資材]

変動前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、施工計画書等の発注者が有する情報に基づき、判断した購入月の実勢価格

[燃料油]

変動前の単価は、設計時の単価

変動後の単価は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格

4 スライド額の計算で用いる対象数量

①設計図書に記載された数量

②設計図書又は数量総括表に記載されていない数量(燃料油等)は、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量

5 スライド額(S)の計算

$$\begin{aligned} & \text{【鋼材類】}\{\text{設計時点での単価}-\text{搬入月の実勢価格}\} \times \text{対象数量} \\ +) & \text{【燃料油】}\{\text{設計時点での単価}-\text{購入月の実勢価格}\} \times \text{対象数量} \\ -) & \text{スライド前の請負代金額の1\%相当額} \end{aligned}$$

スライド額(S)

※ 上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

6 その他

- ① 部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用しない。
- ② 工期末が平成21年 5月10日以前である工事についての適用請求は、平成21年3月11日までとする。